

入札説明書等に関する質問回答

事業名： 環状3号線(杉田港南台地区)電線共同溝PFI事業

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」入札説明書等に関する第1回質問の回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
1	入札説明書		1	1							入札説明書の位置付け	WTO対象工事ですが、PFI事業においても低入札価格要綱は適用となるでしょうか。	本事業については、低入札価格要綱を適用しません。
2	入札説明書		2	2	1	(3)	イ				対象となる公共施設等	入札説明書では対象が道路（車道、歩道、水路等）とありますが、「水路等」も事業の対象となるでしょうか。要求水準書や事業契約書（案）には記載がありません。どちらが適切でしょうか。	水路等については、現地調査の上、対象区域内に存在した場合は対象となります。
3	入札説明書		2	2	1	(3)					道路附属物（道路照明、道路標識等）	植樹帯内の樹木類（樹木、枯損木）は仮移植、撤去・復旧など、どのように取り扱えばよろしいでしょうか。	詳細設計等により仮移植、撤去・復旧等が必要となる場合は、道路管理者と協議し、実施してください。設計変更の対象とします。
4	入札説明書		3	2	1	(4)					特定事業が対象とする項目	なお、電線共同溝（管路部には）、引込管、連係管、及び連係設備を含むとありますが、連係設備については建設時および建設後の所有者は貴市、電線管理者どちらでしょうか。電線管理者の場合占用申請手続き、占用料の支払は本業務外で宜しいでしょうか。	前段の連係設備の所有者は電線管理者です。後段の占用手続き及び占用料の支払は電線管理者が行うため、本事業の対象外となります。
5	入札説明書		4	2	1	(7)					事業スケジュール（予定）	調査・設計業務・工事業務期間は8年10か月程度となっていますが、調査業務、設計業務、工事業務それぞれどれくらいの所要期間を見込み、全体で8年10か月という期間としたのでしょうか。	調査・設計業務は1年10ヶ月、工事業務は7年を想定しています。
6	入札説明書		4	2	1	(7)					事業スケジュール（予定）	調査・設計業務・工事業務期間が8年10か月程度となっていますが、事業契約締結時期が遅れた場合、いつ頃までに締結すれば事業期間内に業務が完了すると想定されているのでしょうか。	入札説明書に記載する入札スケジュールの通りに契約締結することを想定しています。
7	入札説明書		4	2	1	(8)					予定価格	「3,139,327,960円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）」とありますが、①貴市の予定価格にはSPC設立及び運営に要する費用や事業に必要な保険料が含まれていると理解して宜しいでしょうか。②また、貴市の予定価格に含まれている場合、工事費、設計費及び維持管理費に含まれているのではなく別項目として計上されていると理解して宜しいでしょうか。	①ご理解のとおりです。②費用区分の考え方は、附属資料4「事業費の算定及び支払方法」の第1 2. 事業費の内訳に示すとおりです。
8	入札説明書		4	2	1	(8)					予定価格	予定価格について、割賦金利（基準金利＋スプレッド）を含めた予定価格という認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	入札説明書		4	2	1	(8)					予定価格	予定価格について、事業契約書別紙2 事業者が加入する保険等に示される、「その他事業者が提案する保険」費用は見込んでいない予定価格という認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	入札説明書		4	2	1	(9)					事業に必要とされる根拠法令等	業務期間中に適用基準の更新があった場合は、その都度適用基準について協議でしょうか。	ご理解のとおりです。

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」入札説明書等に関する第1回質問の回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
11	入札説明書		6	3	1	(1)	カ				応募グループの構成の変更	「なお、発注者の承諾を得て詳細設計段階で既存ストックを活用することとした場合は、市と協議し、市の事前の承諾を得た上で、構成員、協力企業又はその他第三者に対して、既存ストックに係る業務を直接委任し又は請け負わせることができる。」とありますが、既存ストックを活用した電線共同溝は貴市から既存ストック所有者への委託が基本と考えます。「市と既存ストック所有者による協議により決定する」ではないでしょうか。	入札説明書に示すとおりです。
12	入札説明書		8	3	1	(2)	ウ	(イ)			工事企業の入札参加資格要件	工事が大規模および長期間にわたることから、工事区間または工種を複数の工事企業に分割して受け持たせることは可能ですか。または共同企業体（甲型・乙型）を工事企業とすることは可能ですか。	前段について、可能です。後段について、可能です。
13	入札説明書		8	3	1	(2)	ウ	(イ)	d		工事企業の入札参加資格要件	「建設業法に従い、舗装工事業又は土木工事業に係る監理技術者を工事期間中は施工現場に専任で配置すること。」とされていますが、ここでの「工事期間」とは、要求水準書14頁「第3 工事業務」に書かれている整備工事の着手の日から、15頁「(6) 工事完成（引渡し）検査」完了日までとなりますか。もしくは、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（H25.2.5 国土交通省）」に基づき、現場に着手するまでの期間、および検査が完了し工事業務の後片付け等のみが残っている期間については、専任は要しないとしてよろしいですか。	専任の期間は、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（H25.2.5 国土交通省）」に準じます。
14	入札説明書		8	3	1	(2)	ウ	(イ)	d		工事企業の入札参加資格要件	工事が大規模および長期間にわたることから、工事区間または工種を複数の工事企業に分割して受け持たせる場合、分担する各工事企業が受け持つ工事範囲のそれぞれの工事期間を、それぞれの工事企業の「専任を要する工事期間」としてよろしいですか。また、分担する各工事企業の各工事が終了の都度、出来形部分検査を請求し、検査合格となった場合はその部分の工事期間を終了として、分担する工事企業の技術者の専任は終了できると考えてよろしいですか。	前段について、共同企業体（甲型）の場合はできません。共同企業体（乙型）の場合は可能です。後段について、分担する各工事企業の各工事が終了の都度、出来形部分検査の請求は可能ですが、分担する工事企業の技術者の専任の終了については前段のとおりです。なお、事業契約書（案）第49条第3項の部分払金の請求は各年度1回のみとします。
15	入札説明書		10	3	2	(4)	オ				提案書類の使用等	「市は、落札者の決定後、本件入札の結果の公表の一環として、必要に応じて応募グループから提出された「提案概要書」（様式7-1~7-2）（選定に至らなかった応募グループからの提案概要書を含む。）を公開することができるものとする。なお、応募グループは、「提案概要書」（様式7-1~7-2）について応募グループの権利が著しく阻害されると認められる内容を除くものとして作成すること。」とありますが、提案概要であっても事業者にとりましては貴重なノウハウであり、公開されますと不利益となります。本件は入札参加を判断する上で重要な条件となりますので、「提案概要書」は貴市内部と審査員までの開示として頂きますようお願いいたします。	入札説明書に示すとおりです。「提案概要書」（様式7-1~7-2）は、応募グループの権利が著しく阻害されると認められる内容を除いて記載してください。本書類は情報公開時の使用を前提としており、提案書類審査は提案書（様式6）に基づき評価します。
16	入札説明書		10	3	2	(4)	オ				提案書類の使用等	『市は、・・・提案概略書を含む。』を公開することができる・・・』とありますが、事業者にとりましては提案書は貴重なノウハウであり、公開されますと不利益となります。本件は入札参加を判断する上で重要な条件となりますので、「提案概要書」は貴市内部と審査員までの開示として頂きますようお願いいたします。	入札説明書に示すとおりです。「提案概要書」（様式7-1~7-2）は、応募グループの権利が著しく阻害されると認められる内容を除いて記載してください。本書類は情報公開用の使用を前提としており、提案書類審査は提案書（様式6）に基づき評価します。

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」入札説明書等に関する第1回質問の回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
17	要求水準書		1	1	4	(1)					事業対象区域の概要	区域内には、トンネルや橋梁区間がありますが、この区間も設計の対象になるのでしょうか。	トンネル区間は設計の対象外です。橋梁区間は設計の対象となります。
18	要求水準書		2	1	6						事業の概要	実施方針等に関する質問回答No.116によると、橋梁部は事業対象区域に含まれ、入札公告時に事業費算定の考え方を示すとのことでしたが確認できないところ。前回の質問、回答のとおり詳細設計時に変更等協議し、設計変更の対象との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	要求水準書	1	4	1	10						適用基準	一般公開されていない基準等については、入札前に確認する術はありますでしょうか。	公表されていない資料の閲覧を希望される場合は、入札説明書第4.3.(2) 参考資料の閲覧・貸与の閲覧・貸与場所までお問合せください。
20	要求水準書		5	1	14						発注状況の報告	2次業務の対象は、印刷製本の再発注、資材の購入等、細かい点まで対象となるのでしょうか？ 再発注の金額等で線引きする等、具体的に示してください。	2次業務全てが対象です。ただし、報告方法は議会への報告に支障がない範囲で、市と協議するものとなります。参考として、「横浜市中小企業振興基本条例に基づく取組状況報告書（ https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/horei/jorei/shinko.html ）」をご確認ください。
21	要求水準書		5	1	14						発注状況の報告	個別業務における発注状況が分る情報について報告することとするとありますが、報告頻度についてご教示願います。	年に1回の報告を想定しています。
22	要求水準書		5	1	15						事業の実施に関する報告及び調査	・委員会や庁内会議、打合せは、どの程度の頻度を見込んでいますか。 ・効果検証に当たって要求する資料について、具体的に示してください。 ・この協力に関して、どの程度の作業量（人工）を、予定価格内で見込んでいるのかを示してください。また、市の要求によりボリュームが増えれば、設計変更の対象としていただきたい。	市が初めて実施する電線共同溝PFI事業として事業効果を把握するため、事業終了後の効果検証に当たって、横浜市民間資金等活用事業審査委員会からのヒアリング（1回）を想定しています。 効果検証の資料は、モニタリング書類とりまとめの他、報告書作成の協力（事業者側から見た当該事業への意見等）を予定しています。 予定価格には見込んでいませんが、実施状況により市と協議し市が判断することとなります。
23	要求水準書		5	1	15						事業の実施に関する報告及び調査	市が指示する市の委員会、庁内会議、打合せへの出席について想定される回数をご教示願います。	事業終了後の効果検証に当たって、PFI事業者は協力頂くことは、報告書作成の協力（事業者側から見た当該事業への意見等）と横浜市民間資金等活用事業審査委員会からのヒアリング（1回）を想定しています。
24	要求水準書		8	2	1	(6)					部分使用	貴市が事業者に対して部分使用を請求する場合、所有権を引き渡していないため、部分使用の対象となる施設についての検査が必要になるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	要求水準書		9	2	2						BIM/CIMの活用について	・「BIM/CIMの活用については、必要に応じて、・・・実施する」としています。これは、BIM/CIMを本業で活用し、実施することを要求していると考えて良いのでしょうか？ ・活用する場合、活用に要する費用は、活用方法を事前に合意した上で、設計変更の対象になると捉えて良いでしょうか。	前段のBIM/CIMの活用については、必要に応じて実施するものとしています。なお、BIM/CIM等の活用については、提案内容の評価の視点としており、評価の対象となります。要求水準書の記載を修正します。後段について、提案内容を実施するにあたっては、設計変更の対象とはなりません。
26	要求水準書		9	2	3	(1)					調査・設計条件	提案書を作成する上での条件となるため、2）参画公益事業者の予定、4）将来の道路計画を明らかにしていただきたい。	参画公益事業者の予定について現時点では調査を行っていないため、把握できていません。将来の道路計画は現時点ではありません。詳細は、調査設計時に確認して提示します。

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」入札説明書等に関する第1回質問の回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
27	要求水準書		9	2	3	(1)	2)				調査・設計条件	参画公益事業者は別途指示するとありますが、時期についてご教示願います。	現時点では調査を行っていないため、把握できていません。詳細は、調査設計時に確認して提示します。
28	要求水準書	1	9	2	3	(2)					調査項目	埋設物調査について、埋設企業者に対する資料調査が必要と考えますが、見積もりは別途計上でしょうか。	埋設企業者に対する資料調査に係る費用は、調査・設計業務に含まれます。
29	要求水準書		9	2	3	(2)					調査項目	・水文調査が必要になった場合は、設計変更の対象と考えて良いでしょうか。 ・BIM/CIMでの3D設計を行う場合、3次元の地形測量が必要になります。これは設計変更の対象と捉えて良いでしょうか。	前段の水文調査が必要な場合は、市と協議の上決定します。後段のBIM/CIMに関連する作業について、提案内容に基づくものは変更の対象とはなりません。
30	要求水準書		9	2	3	(2)					調査項目	調査項目の中に、地下埋設物調査（試掘等）がありますが、「試掘等」とされていることについては、地下埋設物調査を、全て試験掘により確認するものではなく、非破壊探査技術を織り交ぜた埋設物探査を提案させていただくことも可能との捉え方で宜しいでしょうか。 また、提案可能との御見解である場合、非破壊探査による埋設物探査は設計変更の対象となるのでしょうか。	前段はご理解のとおりです。 後段は設計変更の対象とはなりません。
31	要求水準書		9	2	3	(3)					設計項目	・第2、1、(1)一般事項において、的確な構造や景観に配慮した舗装等の提案を求めています。道路設計、歩道設計、排水設計が必要になった場合、設計変更の対象になると考えて良いでしょうか。	設計変更の対象とはなりません。
32	要求水準書		9	2	3	(3)					設計項目	適用基準に「道路の移動円滑化整備ガイドライン」があるが電線共同溝詳細設計のみとされ、道路詳細設計が必要となる場合は設計変更対象との認識でよろしいでしょうか。	設計変更の対象とはなりません。
33	要求水準書		9	2	3	(4)					道路計画等の確認	将来の道路計画について、市より提供いただける資料としてどのようなものがございますか。	将来の道路計画は現時点ではありません。 詳細は、事業開始後に確認して提示します。
34	要求水準書		10	2	3	(5)					既存ストック活用検討	・既存ストックの活用有無に関わらず、品質を有しているかの確認をしなければならぬと理解して良いですか。 ・品質確認は、設計変更の対象と捉えて良いでしょうか。	前段について、既存設備活用の検討において品質の確認が必要です。 後段について、品質確認は既存ストック所有者が実施するため、設計変更の対象とはなりません。
35	要求水準書		10	2	4	(4)					調査業務の成果	調査業務の成果品一覧の中に、地下埋設物探査が含まれていますが、見積参考資料には地下埋設探査に関する記載がありません。地下埋設探査を協議等により実施した場合は、設計変更の対象となるという解釈で宜しいでしょうか。	成果品一覧表を修正します。ただし、見積参考資料については市の一般的な電線共同溝事業における調査内容（試掘）を見込んでおり、試掘または地下埋設物探査等の調査方法については提案していただき、その成果品（報告書）を提出してください。そのため、設計変更の対象とはなりません。
36	要求水準書		10	2	4	(4)					調査業務の成果	地下埋設物探査報告書とあるが、探査方法・手法に指定はありますか。	探査方法・手法に指定はありません。試掘または地下埋設物探査等の調査方法については提案していただき、その成果品（報告書）を提出してください。成果品一覧表を修正します。
37	要求水準書		11	2	5	(3)(4)					設計図面、数量計算	・「工事業務に必要な設計図書を作成する」という要求水準であるため、仕様は事業者側で定めて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」入札説明書等に関する第1回質問の回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
38	要求水準書		11	2	5	(5)					事業費内訳書	・事業費内訳書とは、積算基準に準じた金入り内訳書を要求されているのでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	要求水準書		11	2	5	(6)					施工計画書	・本事業では、工事業務において詳細な施工計画を立案することになるため、設計段階で施工計画書の提出は不要と考えます。	本事業の目的に則り、要求水準書に示すとおりです。
40	要求水準書	1	12	2	6	(5)					連系管・引込管・連系設備の調整	「事業者は、占用予定者より連系管・引込管・連系設備の要望を確認し・・・」とありますが、これらの設計費は詳細設計業務に含まれるのでしょうか。含まれている場合、電線管理者への委託は施工のみという解釈でよろしいでしょうか。	前段の連系管・引込管・連系設備の設計は電線共同溝詳細設計に含んでいます。後段の施工の委託は、事業者の判断によりますが、施工については要求水準書に示すとおりです。
41	要求水準書	1	12	2	6	(5)					連系管・引込管・連系設備の調整	「引込管、連系管及び連系設備に係る費用については、市と単価等について協議して決定する」とありますが、これは、附属資料9「見積参考資料」を参考に見積もりをするものの、設計変更があり得るとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	要求水準書		12	2	6	(6)					埋設占用事業者の確認及び移転協議	「事業者は、詳細設計にあたり電線共同溝の設置位置と影響範囲を現地確認した上で、埋設占用事業者の確認と移転計画を立案すること。また、調査に伴い試掘が必要な場合は、業務計画書を市へ提出し、実施する。」とありますが、移転計画立案に伴い試掘が必要となった場合は、設計変更対象と理解して宜しいでしょうか。	設計変更の対象とはなりません。
43	要求水準書		12	2	6	(6)					埋設占用事業者の確認及び移転協議	詳細設計にあたり、現地確認した上で埋設占用事業者の確認と移転計画を立案するとありますが、道路管理者施設についても、目的達成のため有効であると判断された場合、移転や撤去の対象となるでしょうか。具体的には道路照明用HH及び管路を想定しています。	ご理解のとおりです。
44	要求水準書		12	2	6	(7)					家屋調査	家屋調査については、「市と協議の上決定し設計変更の対象とする。」と記載されていますが、必要に応じて騒音・振動調査等の事業損失防止対策も貴市と協議の上必要と判断された場合は設計変更対象という認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	要求水準書		12	2	6	(8)					道路照明道路標識及び信号等の計画調整	現道は道路照明が地中配管されていると思われる。電線共同溝で照明管路を別途整備する方針か、既設利用の場合は電線共同溝整備に伴う移設は可能かどうか。	道路照明は既設利用を原則としており、移設については事業開始後に施設管理者との協議になります。
46	要求水準書		12	2	6	(8)					道路照明道路標識及び信号等の計画調整	道路照明は市が設置方針を検討した上で、必要な場合は事業者が詳細設計を行うとありますが、提案内容により設置方針検討段階で事業者が参加することは可能でしょうか。また、参加が必要と判断された場合の費用については、設計を実施する場合同様、設計変更の対象との認識でよろしいでしょうか。	前段について、事業開始後に市の所管部署との協議により決定されます。後段について、ご理解のとおりです。
47	要求水準書		13	2	6	(8)					道路照明道路標識及び信号等の計画調整	「設計を実施する場合は、設計変更の対象とする。」とあります。見積参考資料には工事費に係る数量がありませんので、工事を実施する場合も設計変更対象と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」入札説明書等に関する第1回質問の回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
48	要求水準書	1	14	3	1	(2)					業務の条件	工事業務を行う上の基本条件、施工区分・安全管理・産廃処分地などを明示していただけないでしょうか。	業務の条件については要求水準書の他、入札時積算数量書に示すとおりです。 残土処分地は幸浦中継所[本市臨海部]を想定しています。その他は、指定処分地の中から選択してください。
49	要求水準書		14	3	1	(2)	6)				業務の条件	「事業者は、整備工事期間中、現場事務所に工事記録を常備すること。」とありますが、整備工事期間中であっても工事準備期間および後片付けに要する期間等については、現場事務所を設営しない期間もあることが想定されます。現場事務所を設営していない期間については、工事記録は、貴市の求めに応じて速やかに提示できる場所（本店・支店等）に常備する、と言う運用でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	要求水準書		14	3	1	(2)	6)				業務の条件	工事記録を常備とありますが、具体的な記録内容についてご教示願います。	第1 10. 適用基準に則り実施してください。
51	要求水準書	1	14	3	1	(3)					建設副産物（建設発生土及び廃棄物）の処理	建設発生土及び廃棄物等の処分に際し、市の指定はあるのでしょうか。	残土処分地は幸浦中継所[本市臨海部]を想定しています。その他は、指定処分地の中から選択してください。
52	要求水準書		14	3	1	(3)					建設副産物（建設発生土及び廃棄物）の処理	掘削土を埋戻し土として再利用する場合は、設計図書によるとされておりますが、設計図書作成するうえにおける掘削土再利用判定については、「発生土利用基準（国土交通省）」に基づき判定することで宜しいのでしょうか。 また、上記基準による発生土利用判定においては、土質試験が必要となっておりますが、その試験費用については設計変更対象となるのでしょうか。 また、入替材若しくは改良土を埋戻し土とする必要が生じた場合、下記事項についてご教授いただけないでしょうか。 ①掘削土受入地の指定はあるのでしょうか。 ②前項の指定受入地において、受入条件が定められており、その条件として地質分析試験結果を求められた場合、その試験費用は設計変更対象となるのでしょうか。	前段について、掘削土の再利用については道路管理者との協議となります。 中段について、土質試験が必要となった場合は設計変更の対象となります。 後段について、受入地の指定はありません。また、地質分析試験等が必要となった場合は設計変更の対象となります。
53	要求水準書		14	3	1	(3)					建設副産物（建設発生土及び廃棄物）の処理	設計図書に指定された仮設工事については貴市と協議するものと記載されていますが、建設副産物処理に係る仮設工事とはどのようなものがあるのでしょうか。	設計を実施していないため、現時点の想定はありません。
54	要求水準書	1	14	3	1	(4)					数量の算出及び完成検査	出来形測量の実施頻度と要求される水準を教示願います。	第1 10. 適用基準に則り実施してください。また、本事業は国庫補助事業対象工事を想定しているため、第3 1. (2) 業務の条件に示すとおりです。
55	要求水準書		15	3	1	(5)	4)				工事完成図書の納品	電子成果品および紙の成果品について提出部数をご教示願います。	紙の成果品は、正本と副本を各1部を提出してください。電子成果品は、正と副を各1式提出してください。
56	要求水準書		17	3	1	(8)					BIM/CIMの活用について	BIM/CIMの活用には費用は、予定価格に含まれていますか。含まれている場合、入札時積算数量表または見積参考資料のどの項目に含めますか。 含まれていない場合、協議により設計変更の対象となると考えてよろしいですか。	前段のBIM/CIMの活用には費用は、予定価格に含まれていません。ただし、提案内容の評価の視点としており、評価の対象となります。要求水準書の記載を修正します。 後段について、提案内容を実施するにあたっては、設計変更の対象とはなりません。

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」入札説明書等に関する第1回質問の回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
57	要求水準書		17	3	1	(8)					BIM/CIMの活用について	必要に応じて、それぞれの役割分担を明確にした上で実施する。実施内容及び実施方法については、「BIM/CIM活用ガイドライン（案）国土交通省」を参考に協議の上、決定する、とありますので、ガイドラインに示されているBIM/CIMモデルの詳細度のどれを適用していくかについても、協議して決めていく対象、という考え方で合っていますでしょうか。	要求水準書の記載を修正します。
58	要求水準書		17	3	1	(8)					BIM/CIMの活用について	効果の目的3）構造物情報の一元化、統合化、については、横浜市行政地図情報提供システムや道路管理システムなど既存の管理系システムとの情報一元化も検討の対象でしょうか。	構造物情報の一元化、統合化は本事業の目的としていますが、横浜市行政地図情報提供システムや道路管理システムなど既存の管理系システムとの情報一元化は対象外です。
59	要求水準書		17	3	2	(1)					支障移設工事	移設依頼文書は貴市から占用企業等へ発出されると理解して宜しいでしょうか。	支障移設工事に関する書類作成等の手続きは事業者が行います。書類の確認や押印等は市が行います。
60	要求水準書		17	3	2	(1)					支障移設工事	「事業者は、電線共同溝の建設に係る工事の施工に伴い、工事において支障となる既設埋設物（道路付属物及び地下埋設占用物件）及び既存の歩道（舗装・緑石等を含む）・付属施設・照明施設等の移設・解体撤去及び復旧を行うものとする。」とありますが、樹木も支障物に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	要求水準書		17	3	2	(1)					一般事項	工事において支障となる既設埋設物について、照明施設等には照明施設用HHも含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	要求水準書		17	3	2	(1)					支障移転工事	「数量が確定した場合は、設計変更の対象とする。」とありますが、附属施設には植樹帯（植栽・樹木）も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	要求水準書		17	3	2	(2)	2)				業務の条件	『・・・活線工事の実施や適切な仮設設備の導入を検討すること。』とあります。活線工事とは、信号ケーブルの切断、切り替え等を行わない工事との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	要求水準書		20	3	3	(3)					舗装復旧工	舗装復旧の条件等については、詳細設計時に貴市と協議して決定とされていますが、試験掘から整備工事開始まで長期間の間隔が空くことから、試験掘後の舗装本復旧について貴市と協議のうえ、必要とされた場合は設計変更対象との認識でよろしいでしょうか。また、見積参考資料（調査・設計業務／調査業務）P45～P49に記載されている各工程には試験掘の舗装本復旧に係る工程は含まれているのでしょうか。	前段の試験掘後の舗装本復旧は見込んでいるため、設計変更の対象にはなりません。後段の試験掘の舗装本復旧に係る工程は含んでいます。
65	要求水準書		20	3	3	(3)					舗装復旧工	「舗装復旧の条件等については、詳細設計時に市と協議して決定しなければならない。」とありますが、「横浜市道路掘削跡復旧工事標準仕様書」には仮復旧後30日以内に本復旧を行うこととなっておりますが、その時期についても協議の対象となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」入札説明書等に関する第1回質問の回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
66	要求水準書		20	3	3	(4)					歩掛調査(簡易施工実態調査)の実施	「見積りにより歩掛設定を行う工種」とは現段階ではどのような工種を想定されているかご教示願います。想定されていない場合、本項目については当初の入札時においては該当無く、変更契約時において積算基準に該当しない工種等が発生した場合に該当すると考えて宜しいでしょうか。また調査に要する費用についてはご負担頂けますでしょうか。	歩掛調査(簡易施工実態調査)は、附属資料4「事業費の算定及び支払方法」の第3 2. 詳細設計業務完了時に基づき実施します。調査に要する費用については、事業者にて負担をお願いいたします。
67	要求水準書	1	21	3			5	(5)			隣家家屋・店舗等との出入口調整	実施内容からすると、設計業務でおこなうものではないでしょうか。	業務で実施することを想定していますが、要求水準書に記載のとおり、設計業務において実施することも可能です。
68	要求水準書	1	21	3			5	(5)			隣家家屋・店舗等との出入口調整	ここで示されている要求水準は工事期間中が対象でしょうか。あるいは整備工事終了後の完成形のことを示しているのでしょうか。	工事期間中及び整備工事終了後の完成形の両方です。
69	要求水準書		21	3	5	(5)					隣接家屋・店舗等との出入口調整	歩道の民地側への擦り付けに関する費用は、市が負担するものとするとは、本業務において実施し、その費用は工事費に反映せずに協議により追加契約とするの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	要求水準書		24	5	1	(2)	1)				業務実施体制	維持管理責任者について長期間(10年)に亘るため、途中変更は可能でしょうか。また変更回数に上限等の制約についてはどのようにお考えでしょうか。	前段の維持管理責任者の途中変更は可能です。後段の変更回数の上限は定めていませんが、事業継続に支障がないように留意願います。詳細は附属資料7「事業契約書(案)」第67条を参照願います。
71	要求水準書	1	24	5	1	(2)	2)				業務従事者の要件等	「必要な業務遂行能力を有する者」とありますが、実務経験年数や公的資格の有無など、想定されている具体的な要件や目安はありますでしょうか。	入札説明書に示すとおりです。
72	要求水準書		24	5	1	(2)	2)				業務従事者の要件等	業務従事者には必要な業務遂行能力を有するものとありますが、貴市が求めている業務遂行能力にはどのようなものがあるのでしょうか。	維持管理業務に関して法令を順守し適切かつ円滑に実施できるマネジメント能力等を想定しています。
73	要求水準書		28	5	3	(1)					一般事項	「補修業務に係る費用は原則事業者の負担とするが、事業者の責に帰すことができない事由による場合は市と協議するものとする。」とありますが、補修業務については、①入札価格に含まないという理解でよろしいでしょうか。また、②補修が必要と判断された場合に費用負担も含めて貴市と協議するという理解でよろしいでしょうか。	①ご理解のとおりです。 ②ご理解のとおりです。
74	要求水準書		29	4	4	(3)					調整マネジメント業務(維持管理段階)	施設整備後の立会(近接施工協議)等は含まれていませんが実施した場合は、設計変更の対象との理解でよろしいでしょうか。	施設整備後の立会(近接施工協議)は本業務に含んでいません。
75	要求水準書		29	5	4	(2)					業務の範囲	表に記載の占有業者実施内容に記載の*事業者が希望する場合は別途協議とはどのような場合を想定されていますでしょうか。	入線・抜柱をPFI事業者が実施する場合を想定しています。
76	モニタリング基本計画		2	1	3	図2					本事業のモニタリング体制図	図-2に示されている金融機関による財務モニタリングはSPCを設立する場合との理解でよろしいでしょうか。	図-2は、金融機関からの資金調達を行う場合を想定した体制図を示しています。財務状況等に関するモニタリングは、モニタリング基本計画に示すとおりです。

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」入札説明書等に関する第1回質問の回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
77	モニタリング基本計画		6	3	1	(2)					書類による確認	表2②の提出書類「年報」には、要求水準書P. 26の表で示されている「年報、入線・抜柱完了報告書、電線共同溝管理台帳の修正」が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
78	モニタリング基本計画	2	10	4	2	(1)	②				書類による確認 SPCを設立しない場合	「PFI事業を単位とした経理（プロジェクト会計）の財務に関する書類（キャッシュ・フロー計算書を含む財務諸表等）」とは、何を提出すればよろしいですか。 例. 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書だけでよいでしょうか。書式は自由でしょうか。	本PFI事業を単位とした、PL（損益計算書）、CF（キャッシュフロー計算書）、BS（貸借対照表）を提出してください。書式は自由ですが、必要に応じて追加の財務状況等に係る書類提出、報告を求めることがあります。
79	モニタリング基本計画	2	10	4	2	(1)	②				書類による確認 SPCを設立しない場合	「キャッシュ・フロー計算書等の資金収支がわかる資料」において、「各支払に対応する業務履行期間終了後」とは、市からの入金時または各構成企業への支払時※のいずれの場合でも提出するのですか。 ※入金時または支払時ごとに提出するのですか。例. 1か月ごと（1か月ごとの場合、業務履行期間終了がない月は提出なしでよいのでしょうか）。	市から事業者への毎年度の支払い時（ご質問における市からの入金時）を想定しています。
80	モニタリング基本計画	2	10	4	2	(1)	②				書類による確認 SPCを設立しない場合	「キャッシュ・フロー計算書等の資金収支がわかる資料」において、その資料とは「様式5-7 長期収支計画表及び市の支払う事業費」の「（2）資金計画書」のような書式でよいのでしょうか。	資金収支が確認できる内容であれば、書式は自由です。必要に応じて追加の財務状況等に係る書類提出、報告を求めることがあります。
81	モニタリング基本計画		11	4	2	(1)	②				表4 提出する書類及び時期（財務状況等）3	「支払に対応する業務履行期間終了後20日以内」とありますが、ここで言う各支払とは、部分払いも含まれますでしょうか。	国から市に対して補助金が交付される場合には、部分払い（施設整備費A（補助金相当部分））を含みます。
82	モニタリング基本計画		11	4	2	(1)	②				表4 提出する書類及び時期（財務状況等）3	キャッシュフロー計算書等の資金収支が分かる資料について、「各支払いに対応する業務履行期間終了後20日以内」とありますが、取引が電子化されているため、支払いの場合、経理システムから出力される伝票（取引先や金額・日付け等記載されたもの）でも問題ないでしょうか。	資金収支が確認できる内容であれば、書式は自由です。必要に応じて追加の財務状況等に係る書類提出、報告を求めることがあります。
83	落札者決定基準		4	3	2	(5)					入札価格の確認	予定価格を超える場合は失格とありますが。低価格による失格は無いものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
84	事業費の算定及び支払方法		1	1	(1)						施設整備費	なお、工事費のうち電線共同溝費については、附属資料8入札時積算数量書に基づき積算することとし、既存ストック活用を前提とした費用を反映しないこととありますが、入札時積算数量書P.1に記載の通り、「舗装復旧費」についても附属資料8に基づき積算するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
85	事業費の算定及び支払方法		6	2	2	①					入札価格の確認	「市は、入札参加者が提出する入札書に記載された入札価格が、予定価格の範囲内であることを確認する。予定価格を超える場合は失格とする。」とありますが、予定価格に下限値は設定されているのでしょうか。	本事業においては、予定価格に下限値は設定していません。
86	事業費の算定及び支払方法	4	6	2	2						施設整備費A（補助金相当部分）	調査・設計費ならびに工事費について補助率が55%となっていますが、それらの内容如何にかかわらず、一律この割合が適用されるという解釈でよろしいでしょうか。	入札時においては、調査・設計費及び工事費に対して補助率55%で計算の上、提出してください。実際の補助金交付額については、事業開始後、各年度ごとに国に申請した後、確定します。
87	事業費の算定及び支払方法		7	2	3	①	イ				基準金利	「入札にあたっては、令和3年7月8日のレートを基準金利とする。」とありますが、基準金利は別途公表して頂けるとい理解でよろしいでしょうか。	本入札に係る基準金利は、0.052%とします。

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」入札説明書等に関する第1回質問の回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
88	事業費の算定及び支払方法		11	4	1						事業費の改定の基本的な考え方	「要求水準の変更その他により必要に応じて、市及び事業者が協議の上、事業費の改定を行うことができるものとする。」とありますが、詳細設計業務の結果を踏まえた事業費の内訳修正時（工事費合意書締結時）は上記に該当し、その段階で変更事業契約を締結するという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
89	事業費の算定及び支払方法		11	4	2	(1)	①	7			物価変動に基づく施設整備費の改定	建設工事デフレターについては建設総合⇒土木総合⇒公共事業⇒土木1（除く災害復旧）⇒道路総合⇒一般道路⇒道路1⇒道路改良の指数を採用する事で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	様式集										様式2-6資格申告書（調査・設計業務にあたる者）	要求水準書 第2 調査・設計業務 3. 業務内容 (2) 調査項目 において、地下埋設物調査（試掘等）があるところですが、試験掘においては建設業法の適用を受け、現場代理人・主任（監理）技術者を配置する必要があると認識しておりますが、本様式2-6においては、調査・設計の管理技術者は記載が必要とされているものの、試験掘に従事する現場代理人・主任（監理）技術者の本様式への記載は不要との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	様式集										様式2-7資格申告書（工事業務にあたる者）	本様式の「監理技術者の専任」の項については、「あり・なし（いずれかを囲むこと）」とされております。しかしながら、本様式の末尾に資格、実績を証明できる資料を様式2-12に添付することとされていることから、「監理技術者の専任」の項には氏名の記載も必要となるのでしょうか。 また、氏名記載が必要な場合、 ①様式変更はされず、現行様式2-7の「監理技術者の専任」の項の余白部に氏名記載することで良いのでしょうか。 ②工事着手は事業契約締結後数年先となることとあり、本様式に記載した監理技術者に変更が生じることも想定されることですが、変更が生じても問題はないのでしょうか。 （ただし、監理技術者氏名が変更となっても、工事規模から判断して現場専任できる技術者を配置することとします。）	①様式2-7へ氏名の記載は不要です。様式2-12へ書類を添付してください。 ②監理技術者の変更については、事業契約書（案）第40条3によります。
92	様式集										様式2-12添付書類提出確認書	「②会社定款（入札公告日以降に公布されたこと）」とございますが、提出資料は公証役場に交付請求を行った定款謄本と理解してよろしいでしょうか。	定款謄本の記載内容に変更がない場合はご理解のとおりです。変更がある場合は、入札公告日以降の最新の定款を提出してください。
93	様式集										様式2-12添付書類提出確認書	「③使用印鑑届」について、横浜市の入札参加申請にて委任を行っている場合は受任者の印鑑でもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	様式集										様式2-12添付書類提出確認書	法人税納税証明書は税務署発行のものだけでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	様式集										様式2-12添付書類提出確認書	「⑤法人税納税証明書（入札公告日以降に交付されたこと）」とありますが、「国税通則施行規則別紙第9号書式その3の3」を提出すればよいとの理解でよろしいでしょうか。また、直近何箇年分を提出すればよろしいかご教示ください。	前段について、ご理解のとおりです。後段について、直近1年分を提出してください。
96	様式集										様式2-12添付書類提出確認書	「⑤法人税納税証明書」と「⑥消費税納税証明書」は同一書類と認識しておりますが、それぞれ正本が必要という理解でよろしいでしょうか。	「国税通則施行規則別紙第9号書式 その3の3」を提出する場合は、「⑤法人税納税証明書」と「⑥消費税納税証明書」として、原本1通を提出してください。

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」入札説明書等に関する第1回質問の回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
97	様式集										様式2-12添付書類提出確認書	「⑤法人税納税証明書」、「⑥消費税納税証明書」は何期分必要でしょうか。また、対象の税（国税、県税、市町村税）及び対象事業所（本店所在地、受任地所在地）についてご教授願います。	前段について、直近1年分を提出してください。後段について、「国税通則施行規則別紙第9号書式 その3の3」を1通提出してください。
98	様式集										様式2-12添付書類提出確認書	「⑥消費税納税証明書（入札公告日以降に交付されたこと）」とありますが、「国税通則施行規則別紙第9号書式 その3の3」を提出すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
99	様式集										様式5-2, 5-3入札価格の内訳に関する書類	「事業者の開業に伴う費用」「引渡日までの事業者の運営費」「引渡日以降の事業者の運営費」「融資組成手数料」「建中金利」「事業者の税引前利益」等について、入札時積算数量表および見積参考資料に記載がありませんが、予定価格の算出に当たってどのような根拠で計算されているか、計算方法の考え方をご教授ください。	市は類似事例等の数値を参考に算定しています。
100	様式集										様式5-3維持管理費及びその他費用	補修業務費について、新設工事後10年程度でしたら、特別な原因が無い限り補修は発生しないと考えておりますが、予定価格算出に当たってはどのような考え方で補修業務費を計上しておりますか。また、実際に補修業務が発生した場合の費用精算方法についてはどのようになりますか。	附属資料1「要求水準書」第5 3（1）一般事項に示すとおりです。
101	様式集										様式6-3リスク管理・対応に関する提案	当該事業において事業者が加入する保険は建設工事保険（設計・建設工事契約履行保証保険）、火災保険、第三者賠償責任保険、土木工事保険でよろしいでしょうか。その際、保険の補償額についてご指定ください。	事業契約書（案）別紙2 事業者等が加入する保険等を修正します。また、付保条件等を公表します。
102	様式集										様式7-2提案概要書	概要版は公開が前提として作成することと示されています。PFI事業での工夫点の提案が公開されてしまうことは、今後の同様な事業に対して競争相手に手の内を開示することになり、事業者側にとって不利益となります。本事業の参加を検討する上で、重要な条件となりますので、概要版は市の内部、審査員までの開示としていただくようお願いいたします。	入札説明書に示すとおりです。「提案概要書」（様式7-1～7-2）は、応募グループの権利が著しく阻害されると認められる内容を除いて記載してください。本書類は情報公開用の使用を前提としており、提案書類審査は提案書（様式6）に基づき評価します。
103	事業契約書（案）		9	1	11	(2)					条件変更等	事業対象区域等の条件について、入札説明書等に示された自然的又は人為的な条件とはどの部分を指すでしょうかご教示願います。	要求水準書や入札時積算数量書等で示した条件を指します。
104	事業契約書（案）		10	1	12	2	(3)				市の請求による要求水準書の変更	要求水準の変更に伴う事業費の変更の有無については、有無のみ通知することで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
105	事業契約書（案）		11	14							選定企業の使用等	「本項ただし書きに基づき既存ストックに係る業務を直接受任し、又は請け負った当該第三者は、選定企業とみなす。」とありますが、当該第三者が他の応募グループに所属していた場合、入札説明書のP.6の「応募グループの構成員及び協力企業、並びに・・・他の応募グループの構成員又は協力企業になることはできない」に抵触しないのでしょうか。	事業契約書（案）第5条第2項に基づき、事業契約書（案）第14条の規定が優先的に適用されます。

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」入札説明書等に関する第1回質問の回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
106	事業契約書（案）		16	22	3						事業費の確定	工事着工予定日の30日前までに提出する内訳書については、付属資料4 事業費の算定及び支払い方法の11頁 2. 施設整備費の物価変動に基づく改定に記載されているとおり、本契約締結の日から12月を経過した後に賃金水準又は物価水準の変動が発生した場合は、変動後の水準で提出することは可能でしょうか。	第22条第3項の内訳書については、施設整備費の物価変動に基づく改定は除きます。
107	事業契約書（案）		16	22	4						事業費の確定	「数量の増減が著しく工事費合意書の記載事項に影響があると認められる場合」とありますが、数量の増減が著しいとはどの程度を想定しておりますでしょうか。	数量が大幅に変動する場合を想定しています。具体的には、市と協議して決定します。
108	事業契約書（案）		18	1	29	1, 2, 3					第三者に生じた損害	1項及び2項では通常避けることのできない騒音、振動等によって第三者に損害を及ぼし損害賠償を行った場合は、事業者が負担することと記載されていますが、3項では貴市と事業者間で協議すると記載されています。どのような場合に協議とするか、具体例をご教示願います。	発生する事象により判断します。
109	事業契約書（案）		20	35							調査業務等	2では「事業者は、前項に定める調査等又はその結果に係る一切の責任及び費用並びに当該調査等の不備及び誤り等から生じる一切の責任及び増加費用を負担する。」とされていますが、3では、「新たな事情が判明した場合には、その対策費を負担する。」、4では「合理的に予測できないものであった場合には、市が前項の対策費を負担する」となっております。調査の結果、必要となる費用は、設計変更対象と理解してよろしいでしょうか。	市と協議により、設計変更の対象とする場合があります。
110	事業契約書（案）		20	35	2						調査業務等	「事業者は、前項に定める調査等又はその結果に係る一切の責任及び費用並びに当該調査等の不備及び誤り等から生じる一切の責任及び増加費用を負担する。」とありますが、①試掘箇所が増加や②事業者提案による非開削探査の実施に要する費用については、設計変更対象外という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
111	事業契約書（案）		20	35	3						調査業務等	「事業者は、第1項の規定に従って調査等を行った結果、新たな事情が判明した場合には、その対策費を負担する。」とありますが、事業者が対策費を負担すべき新たな事情とはどのような事情を想定しているのかご教示願います。	現時点の想定はありません。
112	事業契約書（案）		21								(設計の完了) 第36条第1項	「事業者は、工事着工予定日の1ヶ月前までに、調査・設計業務を完了し、遅滞なく、市に対して設計図書等を提出し、市の確認を受けなければならない。」と記されておりますが、例えば事業区間のうち一部区間を先行的に調査・設計業務を完了させ、その一部区間に係る設計図書等を貴市に提出し、確認を受けていただいたところから工事着手することは可能でしょうか。	設計の完了は全区間を対象とします。現場状況等において特別な事情がある場合においては、市と協議することとします。
113	事業契約書（案）		22	2	37	5					設計変更	事業対象区域等の条件について、入札説明書等に示された自然的又は人為的な条件とはどの部分を指すでしょうかご教示願います。	要求水準書や入札時積算数量書等で示した内容を条件とします。
114	事業契約書（案）		23	3	1	40	3				工事業務の実施	提案書に記載した建設業法第26条に規定する監理技術者を専任で配置させ、その氏名及びその他必要な事項を市に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とするとありますが、監理技術者の途中交代を認めて頂けるとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」入札説明書等に関する第1回質問の回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
115	事業契約書（案）		24	45							既存ストックの利用	既存ストックを活用するとなった場合、譲渡契約は貴市と設備所有者との契約となるため、譲渡費用の支払いは貴市から設備所有者に対して行うものとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
116	事業契約書（案）		24	45							既存ストックの利用	「既存ストック活用に係る責任及び費用は全て事業者負担とし」とありますが、譲渡契約書等に示される、いわゆる「かし期間」後において、事業者に帰責しない事由が発生又は発覚しても、事業者負担になるものなのでしょうか。	この場合は、市が負担します。
117	事業契約書（案）	7	27	53							(工期の変更)	支障移設工事において、事業者に業務上の不備・過失はないものの、支障移設物所有企業が行う工事が当該企業が移転協議で合意した上で事業者が横浜市に提出した業務計画書に記載した期間より遅延し、それが原因で全体工期が遵守できない場合は「事業者の責に帰すことができない事由」に該当するのでしょうか。	支障移設工事は本事業に含まれるため、工期遵守は事業者の責となります。ただし、特別な遅延理由がある場合は、市と協議し市が判断することとなります。
118	事業契約書（案）	7	27	54							(本施設の引渡しの遅延による費用負担)	支障移設工事において、事業者に業務上の不備・過失はないものの、支障移設物所有企業が行う工事が当該企業が移転協議で合意した上で事業者が横浜市に提出した業務計画書に記載した期間より遅延し、それが原因で本施設の引渡に遅延が生じる場合は「事業者の責に帰すことができない事由」に該当するのでしょうか。	支障移設工事は本事業に含まれるため、工期遵守は事業者の責となります。ただし、特別な遅延理由がある場合は、市と協議し市が判断することとなります。
119	事業契約書（案）		35	77	3						維持管理の目的	「前項の補修の費用は、特に市が負担する規定の適用がない限り、事業者が負担する。」とありますが、①貴市が負担する規定についてご教示ください。また、②事業者の責に帰すことができない事由による場合は、費用負担は貴市と協議によると理解してよろしいでしょうか。	附属資料1「要求水準書」第5 3 (1) 一般事項に示すとおりです。
120	事業契約書（案）		36	6							事業費の支払及び前払金	前払金は無しとして考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
121	事業契約書（案）		37	85	3						契約終了の効果	「市と事業者は、事業期間満了日の[5]年前から、要求水準書に従い管理運営対象施設の取扱いについて協議を開始する」とありますが、附属資料2「モニタリング基本計画」第5契約期間終了時のモニタリング1.モニタリング方法で、「事業終了時の2年前に、事業期間終了後の本施設等の取扱いについて協議を開始する」とあります。事業契約書（案）の誤りでしょうか。	正しくは、「事業終了時の2年前に、事業期間終了後の本施設等の取扱いについて協議を開始する」です。事業契約締結時において修正します。
122	事業契約書（案）	2	50								事業者が加入する保険等	建設工事保険とは、設計・建設工事契約履行保証保険のことでしょうか。建設工事保険、火災保険、第三者賠償責任保険について、補償額についてご指定ください。土木工事保険を付保する必要はありませんでしょうか。付保する場合は補償額についてご指定ください。	別紙2 事業者等が加入する保険等を修正します。また、付保条件等を公表します。
123	事業契約書（案）	2									事業者等が加入する保険等	各種保険について保険金額等に指定は御座いますでしょうか。	別紙2 事業者等が加入する保険等を修正します。また、付保条件等を公表します。
124	事業契約書（案）	7	50	1			1				建設工事保険	「土木工事保険」ではなく「建設工事保険」とした目的は何でしょうか。	別紙2 事業者等が加入する保険等を修正します。また、付保条件等を公表します。

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」入札説明書等に関する第1回質問の回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
125	事業契約書（案）	7	50	1			2				火災保険	被保険物（保険の目的物）は何を対象としたものでしょうか。	別紙2 事業者等が加入する保険等を修正します。また、付保条件等を公表します。
126	入札時積算数量書											内訳書に記載されている工程の殆どが夜間施工となっておりますが、現状、整備区間内の貴市発注工事において、車道部を車線減少規制により昼間施工されている工事もあり、本PFI事業においても今後の貴市、警察及び地域住民・店舗等との協議結果、昼間施工への変更もありうるものと捉えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
127	入札時積算数量書										直接工事費	予定価格の算出に当たって、特定する工種について、日当たり作業量に補正係数0.8を乗じる「日当たり作業の補正」は実施しておりますか。実施している場合、補正対象となる工種をご教授ください。	「日当たり作業量の補正」は実施していません。
128	入札時積算数量書 見積参考資料										予定価格算出の各工程期間について	調査・設計、工事期間トータルで8年10ヶ月で設定されていると思いますが、予定価格算出時に使用した調査・設計と工事それぞれの期間についてご教示願います。	調査・設計業務は1年10ヶ月、工事業務は7年を想定しています。
129	入札時積算数量書 見積参考資料										日当たり施工量の補正	事務連絡（国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長平成23年3月31日 http://www.mlit.go.jp/common/000139689.pdf ）によりますと、道路修繕工事、電線共同溝工事及び道路維持工事で、特定工種の日当たり作業量の補正の試行を行うとされておりますが、今回事業の予定価格の算出にあたっては本試行を適用していただけますでしょうか。適用している場合、本事務連絡に則り、入札時積算数量書の各要素で、日当たり作業量補正を実施していることを判別できる資料の提供をお願い致します。	「日当たり作業量の補正」は適用していません。
130	入札時積算数量書		3								経費の補正条件について	前払い金支出割合区分と契約保証に係る補正について、設定条件をご教示下さい。	前払い金はありません。契約保証に係る補正は、事業契約書（案）に示すとおりです。
131	入札時積算数量書		6								一般管理費等	予定価格での一般管理費等の算出に当たって、前払金支出割合の相違による補正と、契約保証費用の補正は実施しておりますか。実施している場合、補正值または補正率をご教授ください。	補正は実施していません。
132	入札時積算数量書		6								一般管理費	前払金は無いものとして積算することで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
133	入札時積算数量書		8								運搬費	産業廃棄物、建設発生土の運搬について、夜間仮置き場まで2.0km以内、昼間仮置き場から処分地6.0km以内と設定されていますが、仮置き場はどこを想定されているのでしょうか。2.0km以内に仮置き場が準備できない場合、運搬距離の変更に伴い、設計変更の対象との認識でよろしいでしょうか。	前段について、仮置き場は設計上の考え方のため指定しません。後段について、設計変更の対象とはなりません。
134	入札時積算数量書		9	2							掘削工	掘削工、埋戻し工は全て夜間作業ですが、頁18の復旧（歩道）は昼間作業となっております。作業により昼夜区分を分けるということでしょうか。	本積算においては、入札時積算数量書に示すとおりです。事業においては、附属資料4「事業費の算定及び支払方法」に基づき、事業費を確定します。

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」入札説明書等に関する第1回質問の回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
135	入札時積算数量書		11	4							建設発生日	指定処分地の選定は横浜仕様にて選定いただけるのでしょうか。岩塊・玉石混り土砂含むとありますが、土質試験等なく受入可能と認識してよろしいでしょうか。	残土処分地は幸浦中継所[本市臨海部]を想定しています。その他は、指定処分地の中から選択してください。土質試験等必要となった場合は、変更の対象とします。
136	入札時積算数量書		12								橋梁添架について	橋梁添架に関する数量が未計上の上ですが、詳細設計数量による設計変更対象との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
137	入札時積算数量書		17	10							プレキャストボックス工（特殊部）	頁37に記載の材料費には、プレキャストボックス本体以外の鉄蓋、調整ブロック、敷板、サイトボックス等全て含まれているのでしょうか。	全て含まれています。
138	入札時積算数量書		17	10							電力用分岐柵	概略図面平面図には電力用分岐柵の設置がありませんが、詳細設計・検討のうえ設置するものとみなし、表記数量のみ積算すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
139	入札時積算数量書		17	11							土留壁工	腹起し、支保工などの賃料は計上されないのでしょうか。	本積算においては、入札時積算数量書に示すとおりです。事業においては、附属資料4「事業費の算定及び支払方法」に基づき、事業費を確定します。
140	入札時積算数量書		18	12							仮復旧工(歩道部)	施工時間帯については昼間施工で宜しいでしょうか。	本積算においては、入札時積算数量書に示すとおり昼間施工です。事業においては、附属資料4「事業費の算定及び支払方法」に基づき、事業費を確定します。
141	入札時積算数量書		18~22								アスファルト合材の割増の有無について	表層、中間層、基層の工種で使用しているアスファルト合材について、夜間割増・小型車割増を考慮していますでしょうか。	本積算においては、割増を考慮していません。事業においては、附属資料4「事業費の算定及び支払方法」に基づき、事業費を確定します。
142	入札時積算数量書		19	13							乳剤の種類について	00161表層(車道・路肩部)タックコートとなっていますが、表層と上層路盤の間であればプライムコートと思われるのですが、その理解でよろしいでしょうか。	本積算においては、入札時積算数量書に示すとおりです。事業においては、附属資料4「事業費の算定及び支払方法」に基づき、事業費を確定します。
143	入札時積算数量書		19	13							舗装幅員の相違について	00806表層(車道・路肩部) 1.4m未満 2618㎡ 00850基層(車道・路肩部) 3.0m超え 2618㎡ 面積が一緒のことから同一断面・同一箇所と思われるのですが、舗装幅員の条件に相違があるのが正しいのでしょうか。	本積算においては、入札時積算数量書に示すとおりです。事業においては、附属資料4「事業費の算定及び支払方法」に基づき、事業費を確定します。
144	入札時積算数量書		19	13							舗装構成	摘要欄にC交通、D交通の標記がありますが、環状3号線本線車道部は2種類の舗装構成に分かれるのでしょうか。区分されるのであればC、D交通の施工範囲(区分・数量)について積算数量の根拠となる仮復旧工の舗装平面図を提示していただきたい。	前段は、磯子区内在がC交通、港南区内在がD交通に分かれます。後段は、本積算においては入札時積算数量書に示すとおりです。舗装平面図は提示しません。
145	入札時積算数量書		20 21	14							舗装準備工	積算数量の根拠となる舗装準備工平面図を提示していただきたい。	本積算においては入札時積算数量書に示すとおりです。舗装平面図は提示しません。
146	入札時積算数量書		22 23	15							アスファルト舗装工(車道部)	C、D交通の施工範囲(区分・数量)について積算数量の根拠となるアスファルト舗装工の舗装平面図を提示していただきたい。	前段は、磯子区内在がC交通、港南区内在がD交通に分かれます。後段は、本積算においては入札時積算数量書に示すとおりです。舗装平面図は提示しません。
147	入札時積算数量書		25	17							アスファルト舗装工(本復旧)	現地では、排水性舗装となっていますが、「切削オーバーレイ」の使用材料は記載の通りの材料にて工事費に反映するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。本積算においては、入札時積算数量書に示すとおりです。事業においては、附属資料4「事業費の算定及び支払方法」に基づき、事業費を確定します。

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」入札説明書等に関する第1回質問の回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
148	入札時積算数量書		25	17							アスファルト舗装工 (本復旧)	現地には隣接家屋・店舗等の出入口（乗入れ）が存在しますが、歩道の本復旧の断面については全て「一般部」として工事費に反映するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 本積算においては、入札時積算数量書に示すとおりです。事業においては、附属資料4「事業費の算定及び支払方法」に基づき、事業費を確定します。
149	入札時積算数量書		25	17							アスファルト舗装工 (本復旧)	透水性アスファルト舗装(歩道部)についてはフィルター層(砂)は必要無いものとして積算して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 本積算においては、入札時積算数量書に示すとおりです。事業においては、附属資料4「事業費の算定及び支払方法」に基づき、事業費を確定します。
150	入札時積算数量書		25	18							区画線工	施工時間帯については昼間施工で宜しいでしょうか。また排水性舗装における施工は無いものとして積算して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 本積算においては、入札時積算数量書に示すとおりです。事業においては、附属資料4「事業費の算定及び支払方法」に基づき、事業費を確定します。
151	入札時積算数量書		26	19							道路付属物工	L型側溝の撤去・再設置範囲が不明ですので撤去平面図を提示していただきたい。	撤去平面図は提示しません。
152	入札時積算数量書		27	20							交通管理工	人数算出根拠(1日当たりの配置人員、昼夜区分等)をご教示願います。	本積算においては、入札時積算数量書に示すとおりです。事業においては、附属資料4「事業費の算定及び支払方法」に基づき、事業費を確定します。
153	入札時積算数量書		27	20							交通管理工	交通誘導員については警察署等との協議により配置人員等に変更が生じた際は実績値により変更可能でしょうか。	本積算においては、入札時積算数量書に示すとおりです。事業においては、附属資料4「事業費の算定及び支払方法」に基づき、事業費を確定します。
154	入札時積算数量書		27	910							貨物自動車による運搬(1車1回)について	基本運賃料金(運搬距離)、その他の諸経費(運搬中の損料計上区分)について考え方をご教示下さい。	路面切削機の運搬に係る積算条件については以下の通りです。 路面切削機(ホール式・廃材積込装置付) 2.0m 片道運搬距離(km) (実数入力) 10 10km その他の諸料金の有無 2 無 その他の諸料金M円(実数入力) - 入力なし 運搬中の賃料(損料)の有無 2 無 運搬中の賃料(損料) K (K') (実数入力) - 入力なし
155	入札時積算数量書		27	910							運搬費	路面切削機の日々回送が必要になった際は運搬費について変更協議対象になる事として積算して宜しいでしょうか。	設計変更の対象とはなりません。
156	入札時積算数量書		27	910							運搬費	路面切削機の運搬中損料は計上して宜しいでしょうか。未計上の場合変更協議対象になる事として積算して宜しいでしょうか。	路面切削機の運搬中の損料については計上していません。また、設計変更の対象とはなりません。
157	入札時積算数量書		28	935							役務費について	(130㎡×6ヶ月×3)となっておりますが、130㎡を18ヶ月借用する認識でよろしいでしょうか。また、1㎡当りの土地価格の考え方についてご教示下さい。借地は必要な期間等は設計変更の対象との理解でよろしいでしょうか。	前段について、入札時積算数量書に示すとおりです。後段について、1㎡当りの単価については、本積算では61,400円/月(130㎡)で計上しています。必要な期間は附属資料4「事業費の算定及び支払方法」に基づき、事業費を確定します。
158	入札時積算数量書		28	935							役務費	借地料については指定地等は御座いますでしょうか。使用用途については掘削土等の仮置場として積算して宜しいでしょうか。	前段について、指定地はありません。後段について、ご理解のとおりです。

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」入札説明書等に関する第1回質問の回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
159	入札時積算数量書		28	935							役務費	借地料について開示して頂けないでしょうか。また、実際の借地料との差異が発生した場合は設計変更の対象となるのでしょうか。	前段について、本積算では61,400円/月（130㎡当り）で計上しています。後段について、附属資料4「事業費の算定及び支払方法」に基づき、事業費を確定します。
160	入札時積算数量書		37								個別登録単価について	特殊部Ⅰ型、電力Ⅱ型、電力用分岐箱、地上機器用ハンドホールの単価は、鉄蓋・調整リング・敷板が含まれているという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
161	入札時積算数量書		37								個別登録単価一覧表	プレキャストボックス等単価0円項目については別途単価を開示頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	0円単価は、設置手間の項目であり、材料単価は別途計上しています。
162	見積参考資料	9	2	1							見積参考資料（調査・設計業務/測量業務）	CIM活用に向けた3次元測量及びCIMを用いた作業の見積は別途計上でしょうか。	CIM活用に向けた3次元測量及びCIMを用いた作業は別途計上しません。ただし、BIM/CIMの活用については、提案内容の評価の視点としており、評価の対象となります。
163	見積参考資料		3								経費の補正条件について	2. 見積参考資料（調査・設計業務/調査業務） 5. 見積参考資料（工事業務/引込・連系管工事） 上記について、前払い金支出割合区分と契約保証に係る補正について、設定条件をご教示下さい。	前払い金はありません。契約保証に係る補正は、事業契約書（案）に示すとおりです。
164	見積参考資料		4								前払金・部分払い	前払い あり 部分払い しないの条件で積算して宜しいでしょうか。	前払い金はありません。部分払いは、附属資料4「事業費の算定及び支払方法」に示すとおりです。
165	見積参考資料		43								試掘工事	試掘工事についての想定されている個所数、延長、幅、深さをご教示願います。	市は特殊部の145箇所（延長1m×幅員3m 深さ2.5m）を想定していますが、事業者にて提案をお願いいたします。
166	見積参考資料		47～49								2. 見積参考資料（調査・設計業務/調査業務）	試験掘の箇所数及び掘削寸法（長さ×幅×深さ）はどのように設定されているのでしょうか。また、調査・設計業務の中で、試験掘箇所・掘削寸法を検討した結果、上記設定箇所・設定掘削寸法に対して変更が生じた場合は、協議のうえ、設計変更対象となるのでしょうか。	前段について、市は特殊部の145箇所（延長1m×幅員3m 深さ2.5m）を想定していますが、事業者にて提案をお願いいたします。後段については事業開始後において附属資料4「事業費の算定及び支払方法」に基づき対応し、設計変更の対象とします。
167	見積参考資料		47～49								2. 見積参考資料（調査・設計業務/調査業務）	内訳書に記載されている工程は夜間施工となっておりますが、現状、整備区間内の貴市発注工事において、車道部を車線減少規制により昼間施工されている工事もあり、本試掘工事においても今後の貴市、警察及び地域住民・店舗等との協議結果、昼間施工への変更もあろうものと捉えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
168	見積参考資料		47～49								2. 見積参考資料（調査・設計業務/調査業務）	試験掘においては、入札時積算数量書 P11 「第0004号残土処理工」の「建設発生土処分費 普通土（昼間）指定処分 ほぐし」の工程が無いところですが、試験掘については掘削発生土を再利用するの考えでよろしいのでしょうか。また、地盤の状況によっては、掘削土を埋戻し土として再利用することが不適切なことも想定されますが、その場合は、協議のうえ、設計変更対象となるのでしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。後段について、事業開始後において附属資料4「事業費の算定及び支払方法」に基づき対応し、設計変更の対象とします。
169	見積参考資料	9	50	2			86				アスファルト舗装工	表層（車道・路肩部）が「再生粗粒」になっているが、「密粒」ではないでしょうか。	市は現時点では「再生粗粒」としていますが、事業開始後において附属資料4「事業費の算定及び支払方法」に基づき対応します。

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」入札説明書等に関する第1回質問の回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
170	見積参考資料	9	53	4			96				アスファルト舗装工	中間層（車道・路肩部）が昼間で計上されていますが、夜間ではないでしょうか。	市は現時点では「昼間」としていますが、事業開始後において附属資料4「事業費の算定及び支払方法」に基づき対応します。
171	見積参考資料		53	4							昼夜区分について	中間層（車道・路肩部）に夜間の表記がありませんが、夜間施工の認識でよろしいでしょうか？	市は現時点では「昼間」としていますが、事業開始後において附属資料4「事業費の算定及び支払方法」に基づき対応します。
172	見積参考資料		54	5							区画線工	施工時間帯については昼間施工で宜しいでしょうか。また排水性舗装における施工は無いものとして積算して宜しいでしょうか。	前段について、市は現時点では「昼間」としていますが、事業開始後において附属資料4「事業費の算定及び支払方法」に基づき対応します。後段について、ご理解のとおりです。
173	見積参考資料		54	5							交通管理工	交通誘導員については警察署等との協議により配置人員等に変更が生じた際は実績値により変更可能でしょうか。	附属資料4「事業費の算定及び支払方法」に基づき対応します。
174	見積参考資料	9	54	0006							交通管理工	仮置場からの搬出は昼間で積上げされていますが、昼間の交通誘導警備員が未計上です。要員配置は必要ないでしょうか。	仮置き場からの搬出において交通誘導員の配置は未計上としてしています。
175	見積参考資料		55	910							運搬費の歩掛について	適用コードが環境創造局の歩掛ですが、こちらの歩掛を適用でよろしいでしょうか。	環境創造局の歩掛を適用してください。
176	見積参考資料		61		3						3. 見積参考資料（調査・設計業務/詳細設計業務）	打ち合わせ（業務着手時・中間打ち合わせ・成果物納入時）が未計上のようですが、計上漏れでしょうか。	本積算では、打ち合わせは測量の打合せで計上している中で対応することを考えていますが、事業開始後において附属資料4「事業費の算定及び支払方法」に基づき対応します。
177	見積参考資料		80								見積参考資料（工事業務/支障移設工事）	道路延長1km当たり45百万円（税込）を見込むと記載されていますが、詳細設計内容や占用事業者への委託含め未確定な部分が多いことより、最終的な実績で設計変更という認識でよろしいでしょうか。	本書類は、本事業の現場条件等を考慮し標準的な事業内容等を参考に示した資料です。支障物件の移設については、計画の段階で市と協議し、設計変更の対象とします。
178	見積参考資料		80								支障移設工事費用	道路延長1km当たり45百万円（税込）については委託先の委託費用、事業者の一般管理費用を含むとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
179	見積参考資料		80								支障移設工事費用	「道路延長1km当たり45百万円（税込）を見込む」との記載がありますが、入札に当たり植栽や地下埋設物等支障移設が必要なものに対して、一律道路延長5.5km分を工事費内訳書に含めて＝入札金額に反映させるとの解釈で宜しいでしょうか。	本書類は、本事業の現場条件等を考慮し標準的な事業内容等を参考に示した資料です。必要な金額については、ご提案ください。なお、本工事の対象は地下埋設物であり、植栽は対象外です。
180	見積参考資料		81								見積参考資料（工事業務/引込・連系管工事）	引込・連系管工事の設計費は未計上のようですが、設計変更対象との認識で宜しいでしょうか。	連系管・引込管・連系設備の設計は電線共同溝詳細設計に含まれています。
181	見積参考資料		81								引込・連系管工事費用	本数量については連系設備は含まないものとして積算して宜しいでしょうか。含まない場合については連系設備金額は入札時点においては未計上で宜しいでしょうか。	連系管・引込管・連系設備の設計は電線共同溝詳細設計に含まれています。
182	見積参考資料		83								引込・連系管工事費用	電線管理者へ委託時の委託費用及び電線管理者設計費用については含まないものとして積算して宜しいでしょうか。	連系管・引込管・連系設備の設計は電線共同溝詳細設計に含まれています。

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」入札説明書等に関する第1回質問の回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
183	見積参考資料	9	88	0006			00815				管路工（通信管路）	適用欄に「Φ100@175mm（ECVP）」とありますが、Φ50ではないでしょうか。	市は現時点では「Φ100@175mm（ECVP）」としていますが、事業開始後において附属資料4「事業費の算定及び支払方法」に基づき対応します。
184	見積参考資料		91								見積参考歩掛（調整マネジメント業務） （工事監理業務）	予定価格の算出に当たって、業務1ヶ月当たり19.5日の作業日数を見込まれていると記載がありますが、調整マネジメント業務（維持管理段階）では抜柱前の2年間×12ヶ月＝24ヶ月、抜柱後8年間×12ヶ月＝96ヶ月、合計10年間、120ヶ月分の作業量を見込んでいると考えてよろしいですか。また、調整マネジメント業務（調査・設計段階）（工事段階）および工事監理業務の3項目についても、それぞれで見込みの業務月数をご教授ください。	前段について、ご理解のとおりです。後段について、調査・設計段階は1年10ヶ月、工事段階及び工事監理業務は7年を想定しています。
185	見積参考資料		91								見積参考歩掛（調整マネジメント業務） （工事監理業務）	予定価格の算出に当たって、ご提示の直接原価（技術者労務費用）以外に、間接費（その他原価や一般管理費等）を計上していると考えてよろしいですか。間接費を計上している場合、間接費算出の根拠としている基準書の名称や、各間接費の項目内容ならびに直接原価等に対する率分等をご教授ください。	前段について、ご理解のとおりです。後段について、設計業務等積算基準に基づき算出しています。
186	見積参考資料		91		7						見積参考歩掛（調整マネジメント業務） の間接費の有無について	調整マネジメント業務（調査・設計段階）、（工事段階）、（維持管理）について、追加事項に直接人件費の積み上げ根拠が記載されていますが、間接費について設計・工事等のどの基準に基づいた経費条件を使用するのかご教示ください。	設計業務等積算基準に基づき算出しています。
187	見積参考資料		91		7						見積参考歩掛（調整マネジメント業務） の期間について	見積参考資料として、調整マネジメント業務（調査・設計段階）、（工事段階）、（維持管理）それぞれどのくらいの期間（〇〇ヶ月）で試算されていますでしょうか。	調査・設計段階は1年10ヶ月、工事段階は7年を想定しています。維持管理段階は10年です。
188	見積参考資料		91		8						見積参考歩掛（工事監理業務） の間接費の有無について	工事監理業務について、追加事項に直接人件費の積み上げ根拠が記載されていますが、間接費について設計・工事等のどの基準に基づいた間接費を使用するのかご教示ください。	設計業務等積算基準に基づき算出しています。
189	見積参考資料		91		8						見積参考歩掛（工事監理業務） の期間について	見積参考資料として、工事監理業務はどのくらいの期間（〇〇ヶ月）で試算されていますでしょうか。	工事業務期間を想定しています。
190	参考資料										舗装工復旧断面図	仮復旧の路盤材はRM-40・RC-40ですが、本復旧の路盤材はM-40・C-40となっております。本復旧の際、路盤材は入れ替えるのでしょうか。	図面については、参考資料です。積算については、入札時積算数量書に基づき、本復旧の路盤材もRM-40・RC-40で積算しています。
191	概略検討図面										舗装工復旧断面図	概略図舗装構成図のうち本復旧（車道部）の舗装断面に再生材標記がありませんが、入札時積算数量表に則り、表層以外は再生材の使用と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。本積算においては、入札時積算数量書に示すとおりです。事業においては、附属資料4「事業費の算定及び支払方法」に基づき、事業費を確定します。
192	概略検討図面										電線共同溝計画平面図(5)	高速道路横断の橋梁部について、道路に管路埋設が可能であるとの解釈で宜しいでしょうか。	調査・設計業務において検討します。

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」入札説明書等に関する第1回質問の回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
193	概略検討図面										電線共同溝計画平面図(10)	河川横断の橋梁部について、道路に管路埋設が可能であるとの解釈で宜しいでしょうか。	調査・設計業務において検討します。